

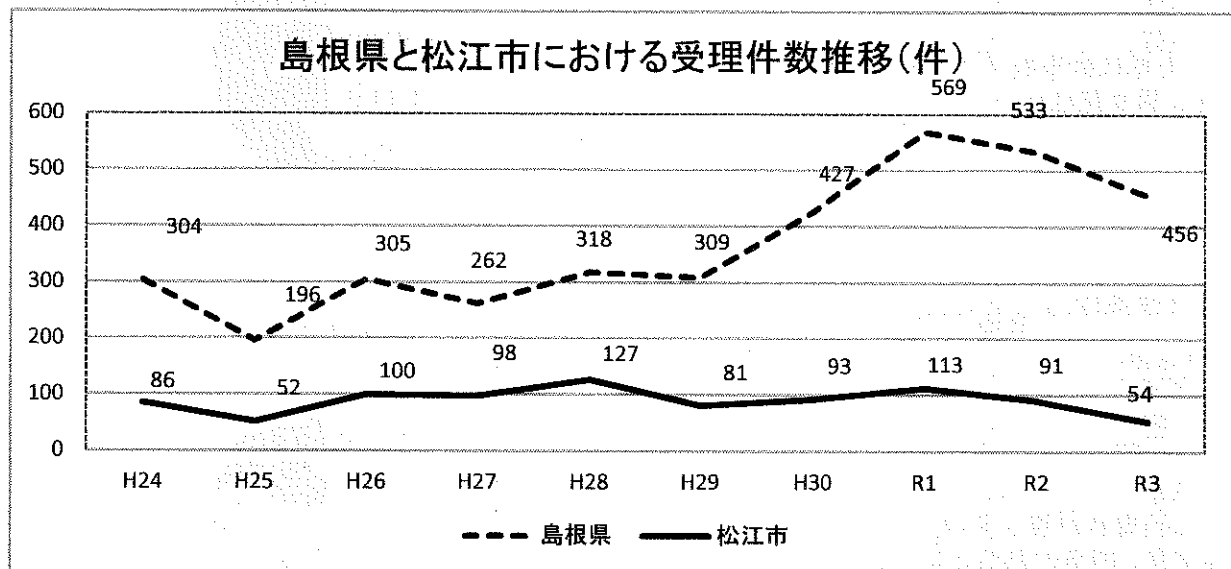
令和3年度 児童虐待相談状況

資料 3

1. 受理件数の推移(島根県・松江市)

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
島根県	受理件数(①+②-重複分)	304	196	305	262	318	309	427	569	533	456
	県内市町村計(①)	238	143	190	166	176	168	229	306	292	191
	県内児童相談所計(②)	164	97	178	155	211	203	300	395	364	378
松江市	受理件数(③+④-重複分)	86	52	100	98	127	81	93	113	91	54
	家庭相談課(③)	53	32	55	61	79	55	58	79	54	30
	中央児童相談所(④)	41	27	57	58	72	49	69	97	72	50
松江市の18歳未満人口		34,692	34,387	34,112	33,828	33,715	33,536	33,132	32,666	32,163	31,627

人口の出典:政策統計システム(住民基本台帳) 各年度の人口は各年9月末現在

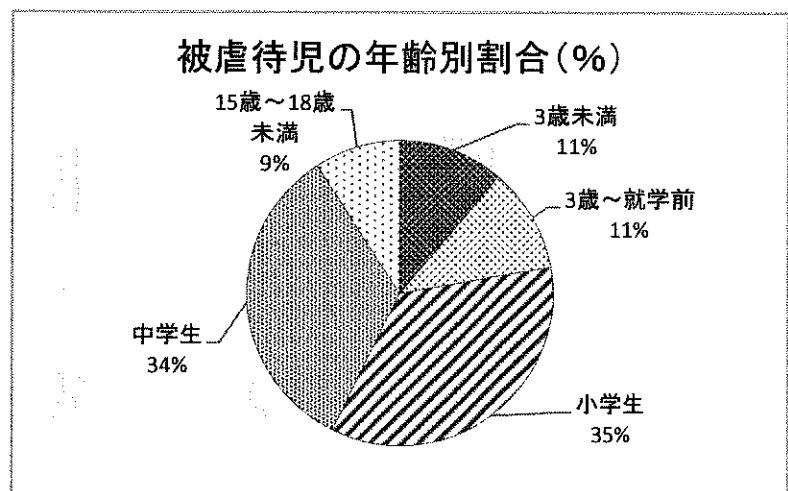


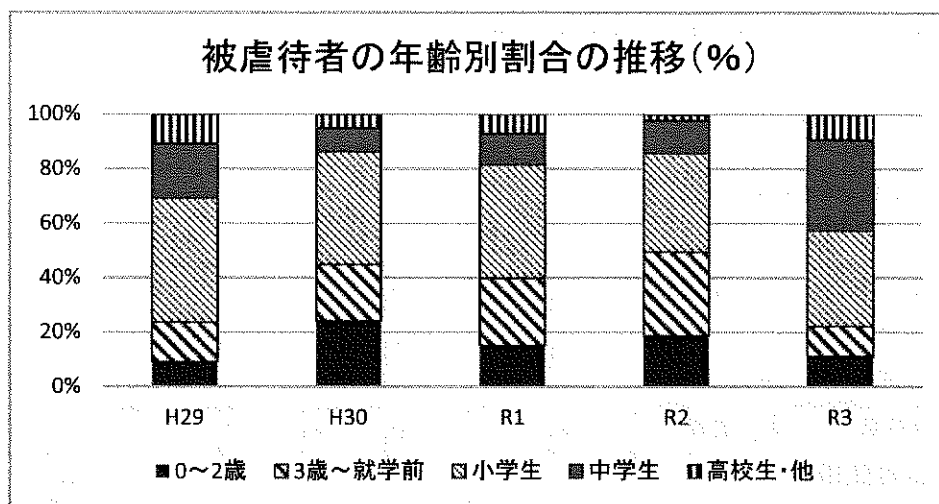
2. 令和3度新規虐待ケースの状況

(1) 被虐待者の年齢

	人数
3歳未満	6
3歳～就学前	6
小学生	19
中学生	18
15歳～18歳未満	5
合計	54

・被虐待者は小学生が最も多く、5年間の推移をみても小学生の占める割合が最も多い傾向である。

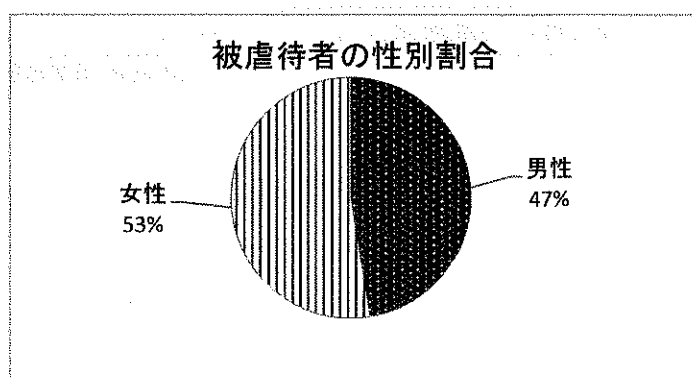




(2)被虐待者の性別

	人数
男性	25
女性	29
合計	54

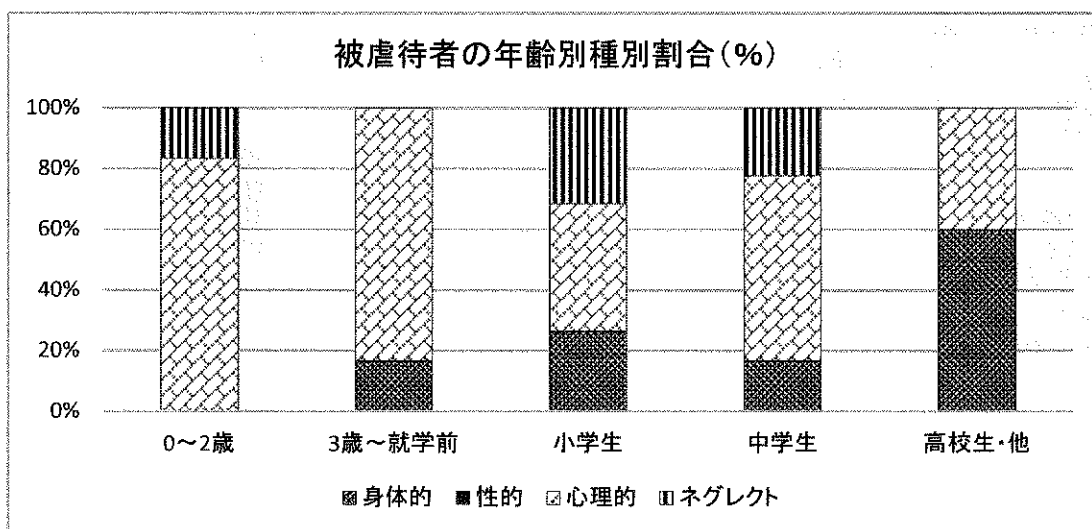
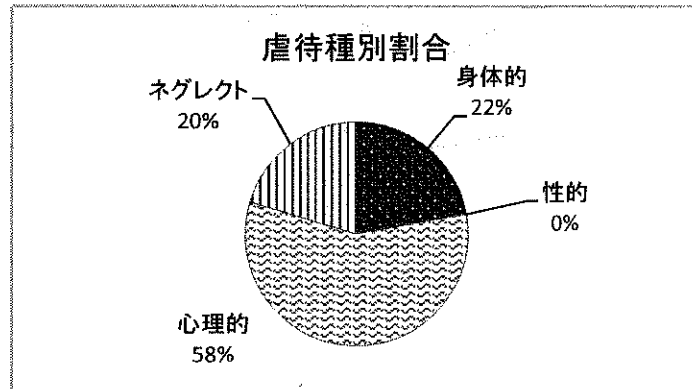
・ここ数年は約半数ずつで経過しており、大きな男女差はない。



(3)虐待種別(主たるもの)

	件数
身体的	12
性的	0
心理的	31
ネグレクト	11
合計	54

・心理的虐待が最も多くなっている。
・島根県と同様の割合となっている。

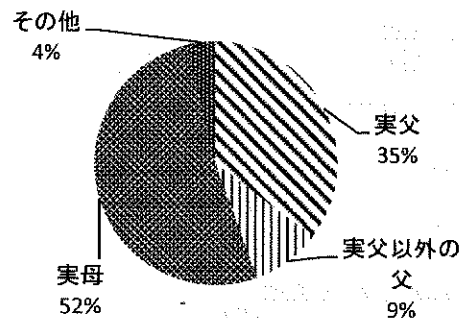


(4) 主たる虐待者

	人数
実父	19
実父以外の父	5
実母	28
実母以外の母	0
その他	2
合計	54

・主たる虐待者は実母が最も多く、続いて実父、実父以外の父となっている。

主たる虐待者の割合

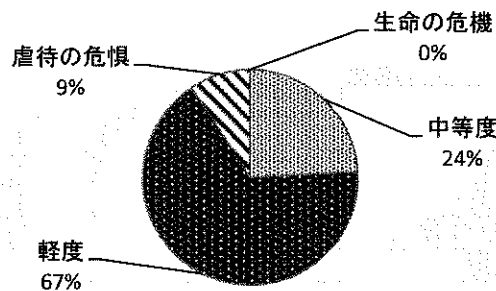


(5) 虐待重症度

	件数
生命の危機	0
重度	0
中等度	13
軽度	36
虐待の危険	5
合計	54

・虐待重症度の割合は、軽度が最も多く、次いで中等度となっている。

重症度別割合



【重症度の判断基準】

重症度	例
生命の危機	子どもの生命に危険がある 頭部外傷・病弱・親子心中・乳児を投げる、踏む・窒息の危険・重症なのに医療受診しない など
重度虐待	ただちに生命の危険はないが、健康・成長・発達に重大な影響が考えられる 医療を必要とする外傷・乳幼児の夜間放置・わいせつ行為・乳児の夜間放置 など
中度虐待	長期的には人格形成に問題を残すことが危惧される 新旧のあざや傷・顔面のあざ・保護者の自殺企図・生活環境が不良で改善なし・厳しすぎる叱責や脅し など
軽度虐待	一定の制御があり、一時的で、親子関係に重篤な病理がない 傷が残らない程度の暴力・軽いDV・過度あるいは偏ったしつけ・きょうだい間差別 など
虐待の危険あり	危惧する訴えがある 「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」などの訴え

(6) 通告経路

	件数
児童本人	1
家族・親戚	3
近隣・知人	2
主任児童委員	0
民生児童委員	0
保育所・幼稚園	0
学校	13
医療機関	3
市母子保健担当課	0
市福祉担当課	0
市の関係課	2
警察	15
保健所	0
県女性相談センター	0
他自治体	4
その他	1
県その他	10
合計	54

(6)-1 通告経路の年次推移

(件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
児童本人	0	0	0	0	3	2	0
家族・親戚	18	5	5	2	15	13	5
近隣・知人	0	0	0	1	3	18	3
主任児童委員	0	0	0	0	0	0	0
民生児童委員	0	0	0	0	0	0	0
保育所・幼稚園	1	3	7	0	6	5	7
学校	6	2	8	4	12	29	12
医療機関	1	0	0	1	2	1	1
市母子保健担当課	1	3	4	1	4	3	2
市福祉担当課	3	1	2	0	0	1	0
市の関係課	5	5	1	5	0	2	9
警察	2	1	3	3	40	23	10
保健所	0	0	0	1	0	0	0
県女性相談センター	4	5	7	0	4	0	0
他自治体	4	4	9	7	4	15	13
その他	0	0	0	0	0	1	4
県その他	—	—	—	—	—	—	25
児童相談所	10	31	33	30			

※～H29は家庭相談課分のみ。H30～は松江市分。

※R2から児童相談所の経路の報告方法が変更。

(7) 虐待家庭状況(家庭相談課分のみ、重複あり)

① 家庭環境の推移

	H29	H30	R1	R2	R3
家庭的困窮	17	4	11	5	3
ひとり親	27	22	18	17	12
DV家庭	14	27	7	14	4
再婚家庭	2	1	19	12	2

② 被虐待児自身の状況推移

	H29	H30	R1	R2	R3
知的障がい(疑いを含む)	1	3	1	0	0
身体障がい(疑いを含む)	0	1	0	0	0
発達障がい(疑いを含む)	5	8	7	5	3

③ 虐待者自身の状況推移

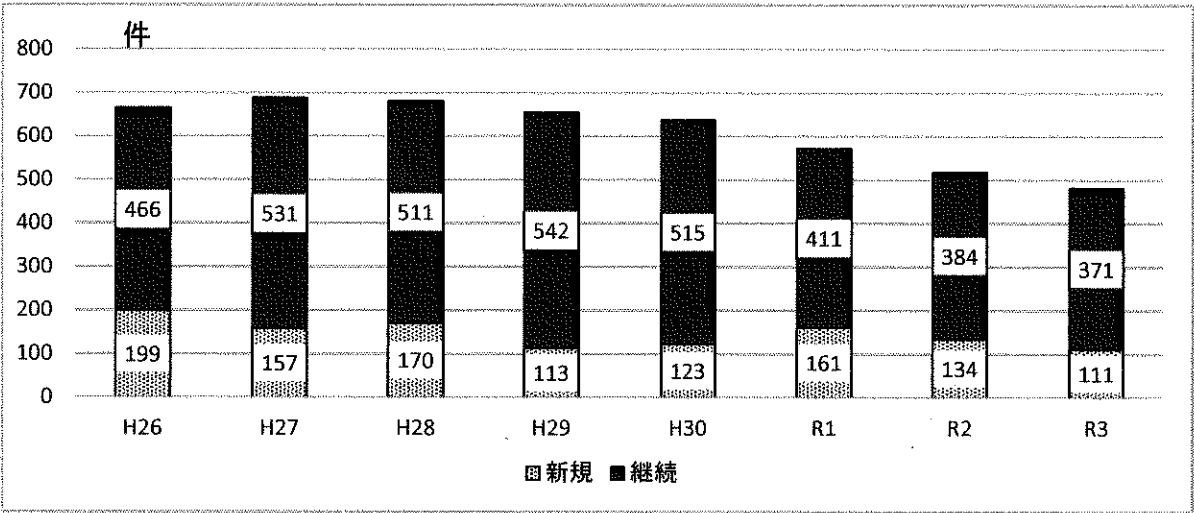
	H29	H30	R1	R2	R3
精神疾患あり	6	4	15	13	5
養育能力が低い	13	1	8	3	0
生育歴に課題あり	2	3	10	3	0
親のどちらかが外国人	2	0	1	1	3
母が若年で出産	1	2	6	3	0

令和3年度 家庭相談課における要保護児童等管理状況

【要保護児童等とは】

児童虐待をはじめ、不適切な養育環境により、関係機関による見守りや支援が必要であると認められる児童。特定妊婦(出産後の養育について出産前において、支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)も含む。

①要保護児童等管理件数の推移



②令和3年度新規要保護児童等の相談種別件数

相 談 種 別		件数
養護相談	a 虐待	30
	b その他の養護相談	0
保健相談	c 保健相談	2
障害相談	d 肢体不自由相談	1
	e 視聴覚相談	0
	f 言語発達障害等相談	0
	g 重症心身障害相談	0
	h 知的障害相談	3
	i 発達障害等相談	9
非行相談	j ぐ犯行為等相談	0
	k 触法行為等相談	0
育成相談	l 性格行動相談	0
	m 不登校相談	5
	n 適正相談	0
	o 育児・しつけ相談	27
その他	p その他の相談	34
合 計		111

③令和3年度要保護児童等の管理種別件数

管 理 種 別	件数
虐待	156
養育問題あり	316
特定妊婦	10
合 計	482

④令和3年度に終了したケース内訳

理 由	件数
改善	76
転出	16
18歳	9
出産(特定妊婦)	10
施設入所	2
その他	0
合 計	113

※虐待でない長期入所は、施設フォロー中のため、管理上は一旦終了し、家庭復帰の際に、再度ケース管理の検討をしている。

- ・虐待の相談と、その他の相談が多くを占めている。
- ・保護者の障がいや精神疾患の問題がその他の相談の多数を占めている。